

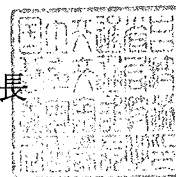


受理番号第91号  
受理日 22.4.5

国自技第314号の2  
平成22年3月31日

社団法人 日本建設機械化協会会長 殿

国土交通省自動車交通局  
技術安全部技術企画課長



「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」の一部改正について（通知）

標記法令が平成22年3月29日付けで官報に掲載されたので通知します。

参考1：官報の写し

参考2：新旧対照表





乗降送車面の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示案 新旧対照表文  
 ○乗降送車面の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）

（傍線部分は改正部分）

改	正
<p>第1節 指定自動車等であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目</p>	<p>第1節 指定自動車等であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目</p>
<p>(車枠及び車体)</p>	<p>(車枠及び車体)</p>
<p>第22条 (略)</p>	<p>第22条 (略)</p>
<p>2 車体の外形その他自動車の形状に関し、保安基準第18条第1項第2号の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。</p>	<p>2 車体の外形その他自動車の形状に関し、保安基準第18条第1項第2号の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。</p>
<p>一 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、<u>三輪自動車</u>、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)にあつては、別添20「外装の技術基準」、別添21「外装の手荷物積載用部品の技術基準」及び別添22「外装の電波受信用アンテナの技術基準」(以下、本条において「外装基準」という。)に定める基準に適合するものであること。ただし、平成29年3月31日までの間は、同基準を適用しないことができる。</p>	<p>一 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)にあつては、別添20「外装の技術基準」、別添21「外装の手荷物積載用部品の技術基準」及び別添22「外装の電波受信用アンテナの技術基準」に定める基準に適合するものであること。ただし、平成20年12月31日までに製作された自動車に備えるエア・スボイラであつて、第3項第3号の基準に適合するものにあつては、この限りでない。</p>
<p>二 (略)</p>	<p>二 (略)</p>
<p>三 外装基準の適用を受けない自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)は、キャブ後面と荷台前部の間が荷物等がおちこむおそれがなく、かつ、排気管等の高温部の上面が露出していない構造であること。</p>	<p>三 第1号の自動車(同号ただし書きの自動車を除く。)以外の自動車は、キャブ後面と荷台前部の間が荷物等がおちこむおそれがなく、かつ、排気管等の高温部の上面が露出していない構造であること。</p>
<p>四 (略)</p>	<p>四 (略)</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>一～二 (略)</p>	<p>一～二 (略)</p>
<p>三 平成20年12月31日までに製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。以下、本条において同じ。)、第2項第1号のただし書きにより同号の基準の適用を受けない自動車、専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量2.8t以下の自動車に備えるエア・スボイラ(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるもの並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるものを除く。)であつて、次の要件に適合するもの</p>	<p>三 前項第1号ただし書きの自動車、専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車、貨物の運送の用に供する車両総重量2.8t以下の自動車に備えるエア・スボイラ(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。)であつて、次の要件に適合するもの</p>
<p>4 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、第2項第4号の基準に適合しないものとする。ただし、第2項第1号の自動車(平成20年12月31日までに製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び第2項第1号のただし書きにより同号の基準の適用を受けない自動車を除く。)にあつては、この限りでない。</p>	<p>4 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、第2項第4号の基準に適合しないものとする。ただし、第2項第1号の自動車(同号ただし書きの自動車を除く。)にあつては、この限りでない。</p>

一～九 (略)

5 乗車定員10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)以外の自動車、平成20年12月31日までに製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び第2項第1号のただし書きにより同号の基準の適用を受けない自動車にあっては、次に掲げるものは第2項第4号の基準に適合しないものとする。

以下 (略)

(窓ガラス)

第39条 (略)

2 (略)

3 (略)

一～二 イ (略)

(1) 運転者席の運転者が、別添37「窓ガラスの技術基準」2.9.に規定するV1点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲以下 (略)

第2節 指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目

(車枠及び車体)

第100条 (略)

2 (略)

一～二 (略)

三 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量2.8t以下の自動車に備えるエア・スポイラ(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるもの並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるものを除く。)であつて、次の要件に適合するもの

3 次に掲げるエア・スポイラであつて損傷のないものは、前項第3号の基準に適合するものとする。

一～二 (略)

4 自動車の窓、乗降口等の扉を開鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、第2項の基準に適合しないものとする。ただし、平成29年3月31日までの間は、第2号、第3号、第4号及び第5号の基準を適用しないことができる。

一 (略)

二 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。以下第3号から第5号までにおいて同じ。)であつて、車体等その他基部から突出量が5mm以上であり、かつ先端の曲率半径が2.5mm未満である突起物を有するもの

一～九 (略)

5 乗車定員10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)以外の自動車及び前項第1号ただし書きの自動車にあっては、次に掲げるものは第2項第4号の基準に適合しないものとする。

以下 (略)

(窓ガラス)

第39条 (略)

2 (略)

3 (略)

一～二 イ (略)

(1) 運転者席の運転者が、別添37「窓ガラスの技術基準」2.9.に規定するV1点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲以下 (略)

第2節 指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目

(車枠及び車体)

第100条 (略)

2 (略)

一～二 (略)

三 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、貨物の運送の用に供する車両総重量2.8t以下の自動車に備えるエア・スポイラ(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。)であつて、次の規定に適合するもの

3 次に掲げるエア・スポイラであつて損傷のないものは、前項第3号の規定にかかわらず、前項の基準に適合するものとする。

一～二 (略)

4 自動車の窓、乗降口等の扉を開鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、第2項の基準に適合しないものとする。

一 (略)

二 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。以下第3号から第5号までにおいて同じ。)であつて、車体等その他基部から突出量が5mm以上であり、かつ先端の曲率半径が2.5mm未満である突起物を有するもの

(次に掲げるものを除く。)

- イ 後写鏡
  - ロ 牽引装置
  - ハ 高さ2.0mを超える部分
  - ニ ジヤツキンゾク・ボイント、排気管及びホイールは考慮しないものとし、かつ、ホイール・アークの隙間は、周辺の外部表面となめらかに連続した仮想面によって埋められているものとして決定したフロアライソより下方の部分
  - ホ 直径100mmの球体を車体その他自動車の形状に接触させた場合に接触しない部分
  - ヘ 空気を吸入又は送出するためのグリル及び間隔であつて間隔が40mm以下であるもの
  - ト 突起物の硬さが60シヨア (A) 以下のもの
  - チ 窓拭き器及び前照灯洗浄器の前照灯拭き器のワイパー・ブレード並びにその支持部品
  - リ 車輪の回転部分
  - ス ボデーパネルの折り返し部分であつて突起の高さの10分の1以上の値の曲率半径を有するもの
  - ル 自動車の側面に備えるデフレクターの端部
  - ヲ ボンネットの後端及びトランクルームの前端の板金端部
  - ワ 先端を除くアンテナのシヤフト
  - カ 指定自動車等に備えられている車枠及び車体と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車枠及び車体であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの
  - ヨ 法第75条の2第1項の規定に基づき外装、外装の荷物積載用部品及び外装のアンテナの装置の指定を受けた車枠及び車体と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの
  - 三十一 (略)
- 5 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。) 以外の自動車、平成20年12月31日までに製作された乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。) 及び第4項のただし書きにより同項第2号、第3号、第4号及び第5号の基準の適用を受けない自動車にあつては、次に掲げるものは、第2項の基準に適合しないものとする。
- 以下 (略)

(窓ガラス)  
第117条 (略)  
1～3 (略)

(高さ2.0mを超える部分、フロアライソより下方の部分、直径100mmの球体を車体その他自動車の形状に接触させた場合に接触することがないもの、空気を吸入又は送出するためのグリルであつてグリルの間隔が40mm以下であるもの、突起物の硬さが60シヨア (A) 以下のもの、窓拭き器及び前照灯洗浄器のワイパーブレード及びその支持部品、バンパの外郭線より20mm以内のバンパの部分、車輪の回転部分、ボデーパネルの折り返し部分であつて突起の高さが10分の1以上の値の曲率半径を有するもの及び自動車の側面に備えるデフレクターの端部を除く。)

- 三十一 (略)
- 5 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。) 以外の自動車及び平成20年12月31日までに製作された乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。) にあつては、次に掲げるものは、第2項の基準に適合しないものとする。
- 以下 (略)

(窓ガラス)  
第117条 (略)  
1～3 (略)

- 4 (略)
- 一～二 イ (略)
- (1) 運転者席の運転者が、別添37「窓ガラスの技術基準」2.9.に規定するV点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲以下 (略)

第3節 使用の過程にある自動車の保安基準の細目

- (車枠及び車体)  
第178条 (略)
- 2 (略)
- 一～二 (略)
- 三 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量2.8t以下の自動車に備えるエア・スポイラ(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるもの並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるものを除く。)であつて、次の要件に適合するもの
- 3 次に掲げるエア・スポイラであつて損傷のないものは、前項第3号の基準に適合するものとする。
- 一 (略)
- 二 法第75条の2第1項の規定に基づき外装の装置の指定を受けた自動車に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているエア・スポイラ又はこれに準ずる性能を有するエア・スポイラ
- 4 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、第2項の基準に適合しないものとする。ただし、平成29年3月31日までの間は、第2号、第3号、第4号及び第5号の基準を適用しないことができる。
- 一 (略)
- 二 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。以下第3号から第5号までにおいて同じ。)であつて、車体等その他基部から突出量が5mm以上であり、かつ先端の曲率半径が2.5mm未満である突起物を有するもの(次に掲げるものを除く。)
- イ 後写鏡
- ロ 牽引装置
- ハ 高さ2.0mを超える部分
- ニ ジヤッキング・ポイント、排気管及びホイールは考慮しないものとし、かつ、ホイール・アーチの隙間は、周辺の外部表面となめらかに連続した仮想面によつて埋められているものとして決定したフロアライントより下方の部分
- ホ 直径100mmの球体を車体その他自動車の形状に接触させた場合に接触しない部分

- 4 (略)
- 一～二 イ (略)
- (1) 運転者席の運転者が、別添37「窓ガラスの技術基準」2.9.に規定するV点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲以下 (略)

第3節 使用の過程にある自動車の保安基準の細目

- (車枠及び車体)  
第178条 (略)
- 2 (略)
- 一～二 (略)
- 三 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量2.8t以下の自動車に備えるエア・スポイラ(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。)であつて、次の規定に適合するもの
- 3 次に掲げるエア・スポイラであつて損傷のないものは、前項第3号の規定にかかわらず、前項の基準に適合するものとする。
- 一 (略)
- 二 法第75条の2第1項の規定に基づき外装の装置の指定を受けた自動車に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているエア・スポイラ
- 4 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、第2項の基準に適合しないものとする。
- 一 (略)
- 二 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。以下第3号から第5号までにおいて同じ。)であつて、車体等その他基部から突出量が5mm以上であり、かつ先端の曲率半径が2.5mm未満である突起物を有するもの(高さ2.0mを超える部分、フロアライントより下方の部分、直径100mmの球体を車体その他自動車の形状に接触させた場合に接触することがないもの、空気を吸入又は送出するためのグリルであつてグリルの間隔が40mm以下であるもの、突起物の硬さが60シヨア(A)以下のもの、窓拭き器及び前照灯洗浄器のワイパーブレード及びその支持部品、バンパの外郭線より20mm以内のバンパの部分、車輪の回転部分、ボディーパネルの折り返し部分であつて突起の高さが10分の1以上の値の曲率半径を有するもの及び自動車の側面に備えるデフレクターの端部を除く。)

<p>へ 空気を吸入又は送出するためのグリル及びび間隔であって間隔が40mm以下であるもの</p> <p>ト 突起物の硬さが60シヨア (A) 以下のもの</p> <p>チ 擦拭き器及び前照灯洗浄器の前照灯拭き器のワイパー・ブレード並びにその支持部品</p> <p>リ 車輪の回転部分</p> <p>ヌ ボディパネルの折り返し部分であって突起の高さの10分の1以上の値の曲率半径を有するもの</p> <p>ル 自動車の側面に備えるデフレクターの端部</p> <p>ヲ ボンネットの後端及びトランクルームの前端の板金端部</p> <p>ワ 先端を除くフロントのシヤフト</p> <p>カ 指定自動車等に備えられている車枠及び車体と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車枠及び車体であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの</p> <p>ヨ 法第75条の2第1項の規定に基づき外装、外装の手荷物積載用部品及び外装のフロントの装置の指定を受けた車枠及び車体と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの</p> <p>三十一 (略)</p> <p>5 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）以外の自動車、平成20年12月31日までに製作された乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び第4項のただし書きにより同項第2号、第3号、第4号及び第5号の基準の適用を受けない自動車にあつては、次に掲げるものは、第2項の基準に適合しないものとする。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>三十一 (略)</p> <p>5 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）以外の自動車及び平成20年12月31日までに製作された乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあつては、次に掲げるものは、第2項の基準に適合しないものとする。</p> <p>以下 (略)</p>
<p>(窓ガラス)</p> <p>第195条 (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>一～二 イ (略)</p> <p>(1) 運転者席の運転者が、別添37「窓ガラスの技術基準」2.9.に規定するV<sub>1</sub>点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲以下 (略)</p>	<p>(窓ガラス)</p> <p>第195条 (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>一～二 イ (略)</p> <p>(1) 運転者席の運転者が、別添37「窓ガラスの技術基準」2.9.に規定するV<sub>1</sub>点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲以下 (略)</p>
<p>別添20 外装の技術基準</p> <p>1. 適用範囲及び目的</p> <p>この技術基準は、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車、二輪</p>	<p>別添20 外装の技術基準</p> <p>1. 適用範囲及び目的</p> <p>この技術基準は、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車、二輪</p>



<p>自動車、側車付二輪自動車、<u>三輪自動車</u>、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)に備える外装(後写鏡及び牽引装置を除く。)に適用する。 以下 (略)</p>	<p>自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)に備える外装(後写鏡及び牽引装置を除く。)に適用する。 以下 (略)</p>
<p><b>別添21</b> 外装の手荷物積載用部品の技術基準</p> <p>1. 適用範囲及び目的 この技術基準は、専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、<u>三輪自動車</u>、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)に備える外装の手荷物積載用部品に適用する。 以下 (略)</p>	<p><b>別添21</b> 外装の手荷物積載用部品の技術基準</p> <p>1. 適用範囲及び目的 この技術基準は、専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)に備える外装の手荷物積載用部品に適用する。 以下 (略)</p>
<p><b>別添22</b> 外装の電波送受信アンテナの技術基準</p> <p>1. 適用範囲及び目的 この技術基準は、専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、<u>三輪自動車</u>、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)に備える外装の電波送受信アンテナに適用する。 以下 (略)</p>	<p><b>別添22</b> 外装の電波送受信アンテナの技術基準</p> <p>1. 適用範囲及び目的 この技術基準は、専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)に備える外装の電波送受信アンテナに適用する。 以下 (略)</p>